

第1 平成23年度決算に 基づく健全化判断比率等

平成23年度決算に基づく健全化判断比率等

(1) 健全化判断比率の状況

健全化判断比率とは、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの財政指標の総称です。4つの指標のいずれか1つでも早期健全化基準以上に悪化した場合には財政健全化計画を、①と②と③について財政再生基準以上に悪化した場合には財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

ア. 実質赤字比率

早期健全化基準（財政規模に応じて、11.25%～15.00%）以上となった団体も、実質赤字額がある団体もありませんでした。

イ. 連結実質赤字比率

早期健全化基準（財政規模に応じて、16.25%～20.00%）以上となった団体も、連結実質赤字額がある団体もありませんでした。

ウ. 実質公債費比率

早期健全化基準（25%）以上となった団体はありませんが、地方債の発行に許可が必要な基準である18%以上の団体は2団体ありました。（前年度3団体）

団体名	実質公債費比率
みなべ町	18.1%
上富田町	18.3%

エ. 将来負担比率

早期健全化基準（350%）を超える団体はありませんでした。

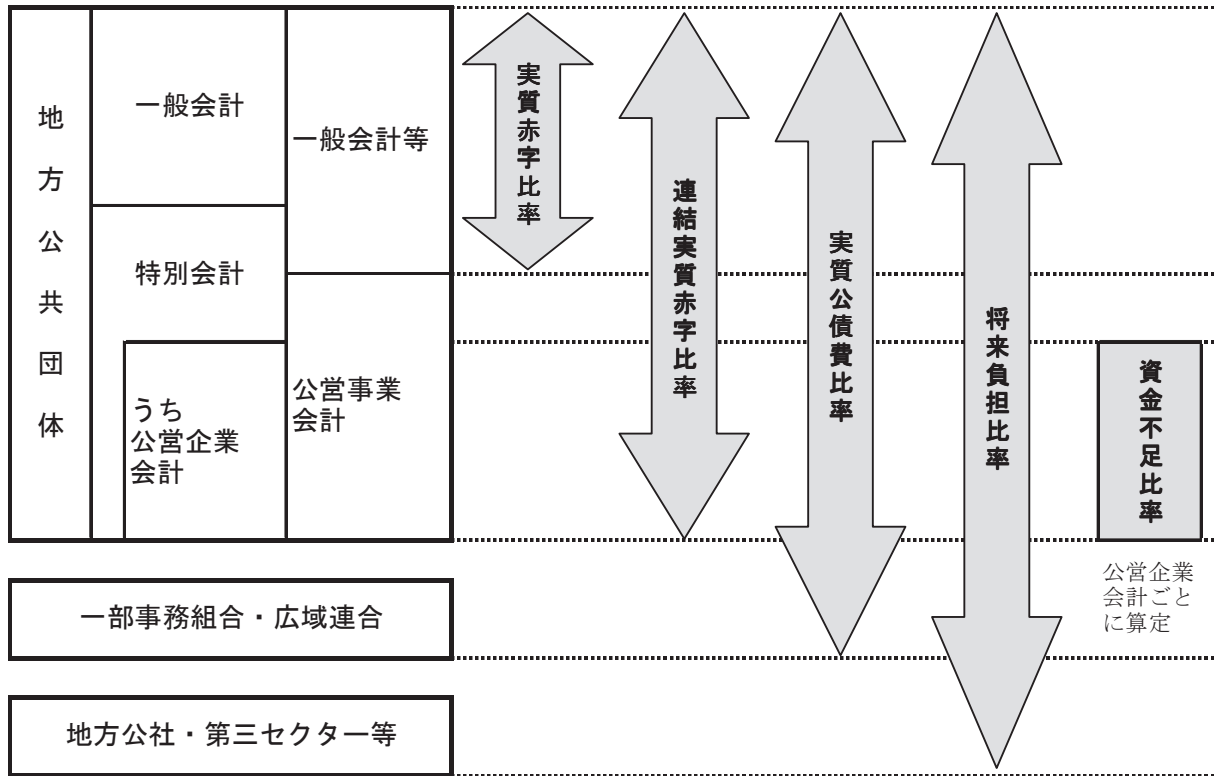
(2) 資金不足比率の状況

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

ア. 資金不足比率

経営健全化基準（20%）以上となった会計はありませんでした。（前年度1会計）

健全化判断比率等の対象となる会計



平成23年度決算に基づく健全化判断比率等一覧

(1) 健全化判断比率

(単位:%)

	実質赤字比率			連結実質赤字比率			実質公債費比率			将来負担比率		
	早期健全化基準	23決算	22決算	早期健全化基準	23決算	22決算	早期健全化基準	23決算	22決算	早期健全化基準	23決算	22決算
和歌山市	11.25	—	—	16.25	—	—	25.0	11.6	11.7	350.0	148.3	158.4
海南市	12.86	—	—	17.86	—	—		13.9	13.9		131.1	144.3
橋本市	12.77	—	—	17.77	—	—		12.5	12.7		161.4	150.8
有田市	13.91	—	—	18.91	—	—		15.3	16.3		61.8	87.5
御坊市	14.09	—	—	19.09	—	—		13.3	14.3		116.2	123.2
田辺市	12.13	—	—	17.13	—	—		14.2	17.3		65.4	68.9
新宮市	13.47	—	—	18.47	—	—		12.6	13.0		86.4	76.4
紀の川市	12.59	—	—	17.59	—	—		11.3	11.5		44.3	46.7
岩出市	13.51	—	—	18.51	—	—		6.8	7.8		7.0	19.8
紀美野町	15.00	—	—	20.00	—	—		14.5	15.6		148.2	143.2
かつらぎ町	14.50	—	—	19.50	—	—		13.8	13.8		131.0	127.2
九度山町	15.00	—	—	20.00	—	—		16.1	17.0		101.1	111.9
高野町	15.00	—	—	20.00	—	—		10.6	11.6		—	18.9
湯浅町	15.00	—	—	20.00	—	—		12.8	15.0		160.6	168.2
広川町	15.00	—	—	20.00	—	—		6.8	7.6		—	—
有田川町	13.28	—	—	18.28	—	—		13.5	14.2		66.3	76.7
美浜町	15.00	—	—	20.00	—	—		8.6	7.2		40.5	39.3
日高町	15.00	—	—	20.00	—	—		11.0	12.9		44.8	53.3
由良町	15.00	—	—	20.00	—	—		11.1	11.2		112.8	86.0
印南町	15.00	—	—	20.00	—	—		8.8	8.9		—	—
みなべ町	14.59	—	—	19.59	—	—		18.1	20.7		114.0	126.3
日高川町	14.29	—	—	19.29	—	—		17.9	19.1		98.1	110.5
白浜町	14.03	—	—	19.03	—	—		10.4	12.1		87.1	89.9
上富田町	15.00	—	—	20.00	—	—		18.3	19.8		139.3	144.1
すさみ町	15.00	—	—	20.00	—	—		11.1	12.2		6.5	39.0
那智勝浦町	15.00	—	—	20.00	—	—		7.1	8.5		34.0	32.2
太地町	15.00	—	—	20.00	—	—	5.6	6.4	—	—		
古座川町	15.00	—	—	20.00	—	—	8.9	9.5	—	—		
北山村	15.00	—	—	20.00	—	—	6.2	7.2	—	—		
串本町	14.41	—	—	19.41	—	—	9.4	9.9	81.7	78.8		

(注)実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示している。
 実質公債費比率について、平成22年度決算分は平成20～平成22年度、平成23年度決算分は平成21～平成23年度の3ヶ年平均値である。
 財政再生基準について、実質赤字比率は20.00%、連結実質赤字比率は30.00%、実質公債費比率は35.0%である。

(2) 資金不足比率

(単位:%)

市町村名	事業名	施設名	資金不足比率
日高川町	簡易水道(法非適)	—	17.3
串本町	観光施設(法適)	国民宿舎あらふね	10.3

(注)資金不足額が生じている事業のみを掲載。

実質赤字比率・連結実質赤字比率の状況

(単位：千円、%)

市町村名	標準財政規模 ①	実質収支額(資金不足・剰余額)				合計 ⑥(②+③+④+⑤)	実質赤字 比 ②/①×100	連結実質 赤字比率 ⑥/①×100
		普通会計 ②	普通会計及び 公営企業会計 以外の特別会計 ③	公営企業会計 法適用企業 ④	公営企業会計 法非適用企業 ⑤			
和歌山市	77,185,468	1,157,126	▲ 1,842,686	6,996,881	0	6,311,321	-	-
海南市	13,987,659	455,323	238,439	709,886	37,188	1,440,836	-	-
橋本市	15,116,815	391,210	476,350	3,510,120	19,519	4,397,199	-	-
有田市	7,423,342	384,006	52,112	362,254	26	798,398	-	-
御坊市	6,890,453	402,089	59,305	573,526	22,217	1,057,137	-	-
田辺市	24,273,831	817,710	▲ 43,353	2,109,805	51,895	2,936,057	-	-
新宮市	9,226,534	750,186	144,097	2,648,268	0	3,542,551	-	-
紀の川市	18,117,339	492,506	235,621	2,381,805	22,510	3,132,442	-	-
岩出市	9,047,295	341,306	43,783	2,902,705	7,901	3,295,695	-	-
紀美野町	4,888,652	368,583	83,805	185,884	28,462	666,734	-	-
かつらぎ町	5,892,444	271,932	137,039	396,265	3,262	808,498	-	-
九度山町	2,219,819	36,735	92,685	0	180	129,600	-	-
高野町	2,088,496	194,155	136,533	87,726	8,005	426,419	-	-
湯浅町	3,529,641	5,663	▲ 103,175	176,879	367	79,734	-	-
広川町	2,573,511	36,046	12,723	0	18,072	66,841	-	-
有田川町	10,303,836	292,923	92,173	649,333	487	1,034,916	-	-
美浜町	2,338,745	262,914	87,909	185,548	0	536,371	-	-
日高町	2,524,319	216,750	57,283	269,577	9,956	553,566	-	-
由良町	2,452,111	78,765	6,479	376,020	1,623	462,887	-	-
印南町	3,306,715	141,818	28,534	0	159,682	330,034	-	-
みなべ町	5,705,204	797,542	132,729	301,879	26,315	1,258,465	-	-
日高川町	6,347,576	87,613	71,673	0	▲ 23,341	135,945	-	-
白浜町	7,058,670	604,813	231,068	1,603,308	0	2,439,189	-	-
上富田町	3,593,519	50,106	57,778	477,102	16,392	601,378	-	-
すさみ町	2,433,695	102,645	56,144	360,206	257	519,252	-	-
那智勝浦町	4,793,176	187,856	15,106	519,046	50,387	772,395	-	-
太地町	1,279,351	173,846	14,393	99,644	65,063	352,946	-	-
古座川町	2,058,595	717,553	6,380	0	3,278	727,211	-	-
北山村	501,819	53,716	11,377	0	29,675	94,768	-	-
串本町	6,067,653	215,024	19,713	931,468	16,537	1,182,742	-	-

(注)実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「-」と表示している。

公営企業資金不足比率の状況

※資金不足比率が生じている企業のみ

(単位:千円)

市町村名	事業名	特別会計名	決算上の資金不足額 (A)	解消可能資金不足額等 (B)	健全化法上の資金不足額 (C) = (A) - (B)	事業収益—既設工事収益(D) 〔下段:健全化法上の事業規模(注)〕	決算上の資金不足比率 (A/ D)	健全化法上の資金不足比率 (C/ D)
和歌山市	下水道	下水道事業特別会計	8,698,327	9,898,333	-	6,314,487	137.7%	-
	宅地造成	土地造成事業特別会計	2,722,632	2,876,906	-	145,193 〔14,224,552〕	1875.1%	-
有田市	駐車場	駐車場管理事業特別会計	1,675,893	-	-	273,104	613.6%	-
	病院	病院事業会計	116,391	446,253	-	2,313,759	5.0%	-
田辺市	駐車場	駐車場事業特別会計	377,748	-	-	50,358	750.1%	-
湯浅町	駐車場	駐車場事業特別会計	177,897	-	-	8,971	1983.0%	-
日高川町	簡易水道	簡易水道事業特別会計	34,003	10,536	23,467	135,156	25.1%	17.3%
白浜町	下水道	下水道事業特別会計	352,160	551,956	-	112,611	312.7%	-
上富田町	宅地造成	宅地造成事業特別会計	453,338	469,356	-	54,927 〔453,338〕	825.3%	-
串本町	観光	国民宿舎事業会計	10,612	0	10,612	0 〔102,252〕	∞	10.3%

(注) 宅地造成事業については、「資本十負債」の額とする。利用料金制による指定管理者制度導入事業(上記では観光事業)については指定管理者の利用料金収入の額を加算している。
 ※健全化法上、公営企業会計に区分していない駐車場事業や資金不足の発生していない会計については、「-」と表記。
 ※健全化法上の資金不足比率が20.0%以上の場合、公営企業会計に係る「経営健全化計画」の策定が必要。

法適用企業に係る資金不足額（地方財政法ベース）

(単位：千円、%)

団体名	特別会計名	1 流動負債の額	2 平成23年度同意等債で未借入または未発行の額	3 建設改良費等以外の経費に対する地方債の残高	4 流動資産の額	5 平成24年度に繰り越される支出の財源充当額	6 営業収益の額	7 受託工事収益の額	8 営業収益 －受託工事収益 (6-7)	9 資金不足額 [(1-2)+3-(4-5)]	10 資金不足比率 (9/8*100)
有田市	病院事業会計	548,673	0	332,571	764,853	0	2,313,759	0	2,313,759	116,391	5.0
串本町	国民宿舍事業会計	11,757	0	0	1,145	0	0	0	0	10,612	∞

法非適用企業に係る資金不足額（地方財政法ベース）

(単位：千円、%)

団体名	特別会計名	1 繰上充用金 (平成24年度の歳入を平成23年度に繰り上げて充てた額)	2 支払繰延額 (平成23年度の支払を平成24年度に繰り延べる額)	3 事業繰越額 (平成23年度の事業に係る繰出額で平成24年度に繰り越す額)	4 未収入特定財源額 (2・3の支払又は事業の財源に充当するこ とができる特定の歳入 で平成23年度に収入さ れない額)	5 建設改良費等以外 の経費に対する地 方債の現在高	6 営業収益に相当す る収入の額	7 受託工事収益に相 当する収入の額	8 営業収益 －受託工事収益 (6-7)	9 資金不足額 (1+2+3-4+5)	10 資金不足比率 (9/8*100)
和歌山市	下水道事業特別会計	8,698,327	0	0	0	0	6,314,487	0	6,314,487	8,698,327	137.7
和歌山市	土地造成事業特別会計	2,722,632	0	0	0	0	145,193	0	145,193	2,722,632	1,875.1
和歌山市	駐車場管理事業特別会計	1,675,893	0	0	0	0	273,104	0	273,104	1,675,893	613.6
田辺市	駐車場事業特別会計	377,748	0	0	0	0	50,358	0	50,358	377,748	750.1
湯浅町	駐車場事業特別会計	177,897	0	0	0	0	8,971	0	8,971	177,897	1,983.0
日高川町	簡易水道事業特別会計	34,003	0	0	0	0	135,156	0	135,156	34,003	25.1
白浜町	下水道事業特別会計	352,160	0	0	0	0	112,611	0	112,611	352,160	312.7
上富田町	宅地造成事業特別会計	453,338	0	0	0	0	54,927	0	54,927	453,338	825.3

法適用企業

事業名	資金不足額
病院事業	116,391
観光施設事業	10,612
法適用企業	127,003

法非適用企業

事業名	資金不足額
簡易水道事業	34,003
下水道事業	9,050,487
宅地造成事業	3,175,970
駐車場整備事業	2,231,538
法非適用企業	14,491,998

健全化判断比率等の算出方法

○実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

○連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該を超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

○実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額}) \end{array}}$$

（3か年平均）

・準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、
- ホ 一時借入金の利子

○将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
--

・将来負担額：イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

○資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）

＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）

＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

